

静岡県公文書管理の在り方検討委員会（第5回）議事概要

日 時	令和3年3月18日（木）午前10時～午前11時30分
場 所	静岡県庁東館16階OA研修室にてオンライン会議方式で実施
参 加 者 職・氏名	<p>○委員6名（敬称略、五十音順）（牧田委員、四方田委員は県庁東館16階OA研修室にて実地参加、それ以外の委員はオンライン方式で参加）</p> <p>独立行政法人国立公文書館統括公文書専門官 梅原 康嗣 静岡県立大学経営情報学部教授 金川 幸司（委員長） 筑波大学図書館情報メディア系教授 白井 哲哉 静岡産業大学情報学部准教授 永田 奈央美 弁護士 牧田 晃子 静岡文化芸術大学文化政策学部教授 四方田 雅史</p> <p>○県事務局（全員、県庁東館16階OA研修室にて実地参加）</p> <p>総務局長 松浦 裕之 法務文書課長 倉石 寛 法務文書課参事 藤塚 ひとみ 法務文書課課長代理 三輪 明彦 法務文書課文書班 松下 大輔、川上 努、宮原 啓介、望月 健士、 宮崎 雄介</p>
内 容	<p>開会</p> <p>議事</p> <p style="padding-left: 2em;">○条例の骨格（案）</p> <p>報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">○令和2年度の歴史的公文書の選別審査</p> <p>その他</p> <p>閉会</p>

1 開会

事務局が開会を宣言後、昨年度委員を務めた国立公文書館の寺澤委員が退任され、新たに、国立公文書館統括公文書専門官の梅原 康嗣（うめはら やすし）氏が委員となった旨を報告し、梅原委員より就任の御挨拶をいただいた。

その後、委員7名中6名の出席により、「静岡県公文書管理の在り方検討委員会設置要綱

(以下、要綱)」第7条第1項の規定に基づき、本会議が成立していることを確認した。また本会議は公開で、審議内容の議事要旨を公開することとなっている点も併せて確認し、要綱第5条第2項の規定に基づき、議長である金川委員長に会議の進行を依頼した。

2 議事

最初に金川委員長より、議事内容の「条例の骨格(案)」について、事務局からの説明が求められ、今年度検討した公文書管理条例(以下、条例)の骨格案について、別添資料1～3に基づき、昨年度の検討した骨格案から変更となった箇所等について説明を行った。

事務局の説明要旨は以下のとおり。

(1) 資料2 1番「目的」について

前回の骨格案では、「県の事務・事業の適正かつ効率的な運営と、現在及び将来の県民への説明責任を全うする。」と規定していたが、簡潔な表現とするため、下線部を、「県民」に改めた。

(2) 資料2 2番「定義」について

ア 実施機関

今年度、実施機関の範囲を検討する中で、地方独立行政法人及び公社に対して、ヒアリングを行った結果、当該機関の独立性、自主性を考慮すると、文書管理に関する条例を一律に適用することが適当ではないため、実施機関から除外することとし、その公共性に鑑み、文書の適正な管理について努力義務を課すこととした。なお、令和3年4月に設置予定の静岡社会健康医学大学院大学についても地方独立行政法人及び公社の枠組みに加わる。

イ 公文書

前回の骨格案では、「公文書の定義は、現行の規則と同様とする。ただし、運用の段階で範囲を広げる。」と規定していたが、公文書の範囲の具体的な考え方は、規則等で定めるという方針に基づき、下線部の表現を削除した。今後は、電子メールの取扱い等について、精査していきたいと考えている。

次に、「歴史公文書」について、前回の骨格案では、「歴史公文書」と「特定歴史公文書」とを分けて規定していたが、今回の修正案では、その区分けを廃し、歴史資料として重要な公文書を「歴史公文書」と整理することとし、「公文書」の定義から「歴史公文書」を除外することを明記した。

(3) 資料2 5番「作成」について

前回の骨格案では、「実施機関の職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及

び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証ができるよう、文書を作成しなければならない。」と規定していたが、分かりやすい表現にするため、下線部の「経緯も含めた」の記載を削除し、「事案の処理に係る意思決定、並びに事務及び事業の実績について、合理的な跡付けや検証が可能となるよう、」という表現に改めた。

また、「ただし、軽微な事案については、この限りではない。」という規定も後段に追加し、当該事案については、文書作成の対象から除外することとした。なお、文書作成の範囲については、県民及び職員双方の視点から検討し、規則等で定めることとした。

(4) 資料2 6番「整理」について

前回の骨格案では、保存期間が満了したときの措置について、「実施機関は、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置（歴史公文書に該当するものについては保存の措置、それ以外のは廃棄の措置）を定めなければならない。」と規定していたが、歴史資料として選別・保存する措置については、法務文書課職員が一括して行う方向で検討することとなったため、下線部項目を削除した。

(5) 資料2 7番「保存」について

前回の骨格案では、「実施機関は集中管理の推進に努めなければならない。」と規定していたが、前段の「適切な保存」をする旨の規定で、実務上の不足がないことから、下線部項目を削除した。

(6) 資料2 8番「公文書ファイル管理簿」について

前回の骨格案では、公文書ファイル管理簿の公表の方法について、「知事及び規則で指定する実施機関は、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用等により公表しなければならない。」と規定していたが、「一般の利用に供するものとする」という表現に改めた。この点については、今後、公文書ファイル管理簿の必要性や利用に供する方法等について、国や他県の事例を参考に精査していきたいと考えている。

(7) 資料2 9番「保存期間が満了したときの措置」について

上記(2)のとおり、地方独立行政法人及び公社を実施機関から除外したこと、また、歴史資料として選別・保存する措置については、知事が一括して行う方向で検討していることから、各実施機関の役割を整理し、修正した。

(8) 資料2 10番「公文書の電子的な管理」について

前回の骨格案では、「実施機関は、公文書の電子的な作成及び管理に努めるものとする。」と規定していたが、適切な表現とするため、下線部を「管理」のみの表現に改めた。なお、

行政のデジタル化に機動的に対応するため、電子決裁のルール等の具体的な規定は、規則等で別に定めることとする。

また、資料3に基づき、本県のデジタル化の推進に向けた取組について、下記の趣旨の説明を行った。

- 令和3年4月から順次、モバイルパソコンが導入される。
- 法務文書課では、電子決裁を進め、文書検索の迅速化や文書事務の電子化を図るため、電子決裁の拡大に対応できる専用サーバーの構築や、現行の文書管理システムの改修も行い、これに併せて、電子決裁のルールや手引書も作成して職員に周知する。
- スケジュールとしては、令和3年度前半にサーバーを構築し、年度末までに文書管理システムの修正を行い、令和4年度から新システムの稼働を予定している。
- 今後、デジタル化が進む中で、公文書管理をどのようにしていくのか、十分に検討を重ねる必要があると考えている。

(9) 資料2 12番「管理状況の報告等」について

前回の骨格案では、「実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告し、知事は、その報告を取りまとめ、概要を公表しなければならない。」と規定していたが、簡潔な表現とするため、下線部を「公文書の管理の状況」という表現に改めた。なお、管理状況の内容や、知事に提出を求める資料及びその必要性については今後、精査をしていきたいと考えている。

(10) 資料2 14番「歴史公文書の保存等」から27番「保存及び利用の状況の公表」までの規定について

14番の規定について、前回の骨格案では、「知事は、特定歴史公文書について、永久に保存しなければならない。」と規定していたが、歴史公文書の「永久保存」について定めた当該規定を見送ることとし、同じく前回の骨格案で、「知事は、適切な保存及び利用の確保のために、必要な措置を講じ保存しなければならない。」と規定していた箇所を、「知事は、歴史公文書について、適切な保存及び利用の確保のために、必要な措置を講じ保存するものとする。」という表現に改めた。

また、14番から27番までの規定について、上記(2)のとおり、「歴史公文書」の定義を変更したことにより、適宜必要な修正を行った。

(11) 資料2 31番「設置」から35番「資料の提出等の求め」までの規定について

31番から35番は「審査会」に関する規定である。31番の「審査会は、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。」という規定について、34番の規定内容と重複しているため修正を行い、34番の項目を「審査会の役割」に改めた。

なお、公文書等の管理に関する重要事項の具体的な内容や、審査会の役割については、今後、精査していきたいと考えている。

(12) 資料2 「県内市町の文書管理に関する県の責務」について

38番と39番の間に記載されている、「県内市町の文書管理に関する県の責務」の項目について、前回の骨格案では、「県内の市町が、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する場合に、知事は、必要に応じ、適切な情報提供等の実施に努めるものとする。」と規定していたが、市町との連携は実務ベースで可能な範囲で行っていくこととして、当該規定を見送ることとした。

(13) 資料2 39番「静岡県情報公開条例の実施機関の文書管理」について

情報公開条例で規定する実施機関のうち公文書管理条例で実施機関としない地方独立行政法人及び公社について、公文書の適正な管理の努力義務を課すため、項目を新たに追加した。

以下、事務局の説明終了後の審議内容（上から発言順に取りまとめ）

発 言 者	発 言 内 容
委員長	<p>前回委員会の際の骨格案内容から相当変わっている部分があるかと思われる。</p> <p>まずは、特定歴史公文書という枠組みがなくなったこと、そして、地方独立行政法人等は努力義務になったということである。また、前回まで、「実施機関は～」とか「知事は～」など混乱していた部分が整理されたということである。</p> <p>あとは、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるという規定を一括してまとめたということと、基礎自治体に対する県の責務規定は、おそらく文書管理が基礎自治体でも自治事務の範囲になるので削除したといった点が、主な変更点になるのではないか。</p> <p>また、文書の作成範囲等といった規定について、適宜規則で定めるという形で、公文書管理条例では記載しないといった違いも出てきたかと思われる。</p> <p>今回の修正案で、条例の骨格を固める段階までは行っていないようなので、委員の皆様方には、本日、十分議論していただければと思う。</p>
副委員長	<p>まず、確認したいのが、資料2に基づく事務局の説明の中で、「検討する」とか「精査する」という表現が随分出ていたが、この部分は、</p>

事務局	<p>現段階での暫定的な考え方が示されているだけに過ぎず、今後さらに検討していかなければならないという認識でよいのか。</p> <p>もう1つは、先ほど委員長も言及された、前回の骨格案から削除されている項目のうち、「上記のほか必要な事項は規則で定める」という規定が削除されていることについて、先ほどの事務局の説明だけでは、十分に理解しかねるため、説明を補足していただきたい。</p> <p>本日、お示した骨格案は、まだ検討段階のものであり、最終版というわけではない。今後、精査を行っていく中で、いろいろと変わっていく可能性がある。</p> <p>また規則の考え方については、資料2の40番「規則への委任」の部分で一括して読み込むこととした次第である。</p>
副委員長	<p>前段の確認したかった点については、承知した。</p> <p>さらに説明を補足していただきたい部分として、まず、資料2の1番「目的」について、「現在及び将来の県民への」という表現を簡潔にすると説明していたが、この部分は、本来、簡潔にしてしまうようなものではなく、公文書管理条例の根本的な考え方に関わるころではないかと考えられる。その点について重視されなかったのか。</p> <p>また、「歴史公文書」と「特定歴史公文書」を一括りにしているが、公文書管理法の考え方に準拠すれば、「歴史公文書」とは、たくさんある公文書の中で歴史的に重要なものという1つの大きな概念であり、さらにその中から選別して永久保存等に回すものが、「特定歴史公文書等」と区別される。すなわち、この2つは、公文書管理法上の概念として峻別されているはずである。</p> <p>静岡県が、どのように「特定歴史公文書等」に該当する文書等を取り扱うのかという問題を別にしても、具体的な取扱いの対象をはっきりと指し示すために、この2つの言葉は併置しておくべきではないかと思われる。この点について、事務局からもう少し説明していただきたい。</p>
事務局	<p>資料2の1番「目的」については、委員の御指摘のとおり、「現在及び将来の」という点について考慮していないわけではなく、骨格案として簡単な説明をしたというだけである。そのため、前回までの骨格案にあった「現在及び将来の」という考え方自体は引き継いでいる。</p>

	<p>また、「特定歴史公文書」の定義についても、委員の御指摘のとおり、公文書管理法では「特定歴史公文書」と「歴史公文書」の2つの定義がそれぞれ峻別されているところではあるが、本県における検討の中で、「特定歴史公文書」という言葉の「特定」という部分が、一般の県民あるいは県職員になじみがないのではないかと、少し分かりにくいところがあるのではないかと懸念された。そのため、「特定歴史公文書」—いわゆる公文書館等に移管・保存される文書を、「歴史公文書」という言い方で、もう少し分かりやすい呼び名にした方がよいのではないかとということで、改めた次第である。</p>
<p>委員長</p>	<p>まず、資料2の1番「目的」について、「現在及び将来の県民」の「現在及び将来」を削除して、簡潔な表現とするとのことだが、この部分しか変わっていないし、わざわざ「現在及び将来の」の部分を削除する必要があるのかという点について、私も理解しかねる。これはいかなるものであろうか。</p> <p>「県民」という表現の中に、「現在及び将来の」というものも当然に含まれ、読み込むことができるという理解でよいか。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃるとおりである。</p>
<p>委員長</p>	<p>もう1つの質問に関して、委員は、事務局の説明でご納得ですか。</p>
<p>副委員長</p>	<p>いいえというか。資料2の1番「目的」について、ただ文字数を削るにすぎないということであれば、元のままでもよいと思われる。個人的には、やはり「現在及び将来」という表現を残していただきたい。</p> <p>それから、もう1つの「特定歴史公文書」と「歴史公文書」をまとめてしまったことについては、全く納得していない。</p>
<p>委員</p>	<p>副委員長が指摘した部分は、私も今回の骨格案の中でも、重要な部分に当たると考えており、少々心配になった。</p> <p>今回検討している条例は、いわゆる「等」がつかない「公文書管理条例」であり、このタイトルにある公文書とは、静岡県の場合、いわゆる現用文書のことを指している。そうすると、「歴史公文書」に関しては、骨格案の中で規定がされているものの、条例のタイトルから言えば、管理の対象に入っていないように見えてしまう。この点が少々</p>

<p>委員長</p>	<p>心配である。</p> <p>そして、資料2の1番「目的」の「現在及び将来の県民」については、現段階では「現在及び将来の」を残しておいた方がよいと考えている。「県民」と言えば、「現在及び将来」という両方の要素が当然に含まれるという説明で簡潔なのかもしれないが、この「歴史公文書」も管理の対象にしっかり入っており、将来の県民に対しても説明責任を全うするものであるということを明確に位置づけていただきたい。また、資料2の3番「職員の心構え」を見ると、「次の世代に継承すべき」という規定が入っているのに、資料2の1番「目的」に、その趣旨が含まれないのは、やや不自然なので、簡潔よりも、正確性といった点を位置づけていただきたいと思う。</p> <p>ちなみに、都道府県で公文書管理条例を施行しているところを少し調べたが、「将来の」という表現が使用されていない県もある。ただし、これは、公文書館のような施設を持っていない、まだ歴史公文書をカバーしていない県の条例である。これを私は「現用公文書管理条例」というが、2つほどあって、それらでは「将来の」という言葉は使用されていない。しかし、それ以外については、非現用文書と現用文書のどちらも管理対象に含めた公文書管理条例が制定されており、必ず、「歴史公文書」と「特定歴史公文書」の両方が使用されている。その方が分かりやすいものとして、他の県では使用されていると思うので、この点について、もう一度しっかりと考えていただきたい。</p> <p>また、資料2の2番「定義」についても、やはり、現用文書の管理だけを想定している印象を受けるので、この辺りのことも考えていく上で、「歴史公文書」と「特定歴史公文書」の定義の問題も出てくるのではないかと思われる。静岡県の場合は、公文書センターの方に非現用文書が移管される制度があるとは思いますが、元々、公文書管理法では、現用文書の作成の段階から、歴史資料として価値のある「歴史公文書」が存在しており、非現用文書となってから「歴史公文書」が発生するという発想ではない。一貫通貫で「歴史公文書」というものがある。そういう考えでできているので、そうした定義と考え方がマッチしていないのではないかと思った。</p> <p>ほかの委員の御意見もお聞きしたい。</p> <p>事務局から御返答いただきたいが、今の「歴史公文書」の管理が入っていないようなニュアンスに受け取られるといった委員の御意見に</p>
------------	---

事務局	<p>については、どのようにお考えか。</p> <p>これは意図的に歴史公文書が入っていないというわけではなく、「歴史公文書」の管理も入っているものの、簡便な表現にするために「特定」という言葉を外したということか。</p> <p>資料2の2番「定義」について、確かに公文書からは歴史公文書を除くということを明記しているが、同じく「定義」の項目の中で、「公文書等とは公文書及び歴史公文書をいう」という規定もしている。そういう意味では、「公文書等」という言葉を用いてルールを作るときに、「歴史公文書」も管理の対象とすることができるという考え方で、今回の骨格案を作成している。</p>
委員	<p>資料2の2番「定義」の「公文書等」の規定については、公文書と特定歴史公文書あるいは歴史公文書をまとめると「等」とせざるを得ないということは、条文の作り方として理解できる。</p> <p>しかし、その一方で、現用文書の中に歴史公文書が含まれず、これら2つは別々のものだということが、公文書管理法の考え方とは異なっていると思われる。</p>
委員長	<p>承知した。その辺りはまた事務局において、検討していただければと思う。ほかの委員の御意見はいかがか。</p>
委員	<p>資料2の1番「目的」について、「現在及び将来の」という表現は、歴史の研究をしている立場から、個人的に入れた方がよいのではないかと思った。特に「将来の」という部分は、もう少し強調した方がよいのではないか。</p> <p>また、「歴史公文書」と「特定歴史公文書」の括りについても、私は公文書関係の細かい法律のことは詳しくないものの、「歴史公文書」と一括りにしてしまうと、例えば、今後、「歴史公文書」の廃棄を検討することになった場合に、その上位概念として、特に重要な歴史資料として一番保存しなければならない公文書が廃棄されてしまう可能性があるのではないか。昨年度までの検討では、「歴史公文書」という母集団から選んで「特定歴史公文書」という形で永久保存されるということになっていたと思われるが、これらが一括りにされてしまうと、歴史公文書の中で廃棄されるもの、それが上位概念というのは、不自然</p>

	<p>な感じを得た。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の委員の御意見に対して、事務局の方からは何かあるか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「特定歴史公文書」と「歴史公文書」の考え方についてであるが、確かに前回までの案では、「特定歴史公文書」と「歴史公文書」とを分けていた。しかし、その後の検討の中で、職員の実態として公文書管理条例の運用をしていくに当たり、「特定歴史公文書」と「歴史公文書」が分かれているのは、理解しにくい、運用がしにくいのではないかと、いうところが、今回の骨格案のような規定に見直した理由である。</p> <p>というのは、現在の県の仕組みでは、現用文書のうち、保存期間が満了するものの中から、歴史的に価値のあるものを選別して、それを「歴史的公文書」として保存していくという形を取っている。ここに、「特定歴史公文書」という概念が入ると、現在、現用文書として扱っているものの中に「歴史公文書」に当たるものが出てくる形になるが、そうした考え方に基づいた公文書管理条例が、今後運用されることになった場合、実際条例を運用する職員が、一体何をもって歴史公文書なのか、現用文書との違いは何なのかと、混乱を来すのではないかと考えられた。また、現在の制度では、我々が選別して、保存を決めたものが「歴史公文書」であり、それが「特定歴史公文書」であるということは理解しやすいが、現用文書の中で、普通の現用文書と「歴史公文書」という分け方について、各職員が適切に理解し運用できるのかという懸念があったため、その分け方をあえて外したということである。</p>
<p>委員長</p>	<p>現場での運用を考慮して、このような整理をしたということであるが、法文上の問題点については、別の観点から考えないといけないように思われる。その点については、何か御意見はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>これは静岡県従来の文書管理のやり方を前提に、あまり大きく変えないようにして、職員の負担がかからないようにする発想は、業務の効率性を考慮する上で、当然あると思われる。</p> <p>一方で、資料2の1番「目的」の基本的な部分である「現在及び将来」の県民たちへの説明責任を全うするというものを、どのように実現させていくのかという点について、公文書管理法の発想がそのまま</p>

	<p>取れないかというところが、実情として分かりにくい。</p> <p>例えば、「歴史公文書」と一般的な現用文書との違いが、すぐさま作成者に分かるのかという点が、疑問点として生じることは考えられる。しかし、その点については、研修や様々な機会を通じて、職員の皆さんに理解していただく。研修を通じて、職員の皆さんが作成している公文書—その仕事の証こそが、将来の県民も含めた、県民に対する説明責任を果たすために、とても重要なものとなる。文書の中には、かなり長期にわたって残すべきものも作成した段階からあるので、きちんと管理して残す必要があることを、職員の皆さんにしっかりと理解していただくことが大事である。特に、電子文書については、5年先、10年先でも見ることができるようにしておかないといけない。そういったことまで考えて、作成の段階から県民の利用に供される段階に至るまで、全体を見通して文書を作成することが、本当の一貫した公文書管理の在り方だと思っている。</p>
委員長	<p>承知した。</p>
委員	<p>意見が2点ある。</p> <p>まず、1点目は、抽象的な感想として、前回まで検討されてきた骨格案と今回提示された骨格案で、内容が非常に大きく異なっているように思う。前回までの検討の中で出てきた、現行の体制と条文上との構造の違いや、悩みが全て捨象され、現行のままでも行けるという前提で作られた条例という印象を受け、そのギャップに非常に戸惑っている。</p> <p>2点目は、具体的な質問であるが、審査会についてお伺いする。資料2の34番「審査事項」について、前回までの骨格案では、ファイル廃棄時の問題が、非常に大きくクローズアップされていた。「廃棄時に審査会は意見を述べる」という具体的な規定が掲げられていたものが、今回の修正案では「重要事項について意見を述べることができる」、「述べる」ではなく「述べるができる」というように役割に変更されている。この変更の趣旨をお伺いしたい。</p>
事務局	<p>審査会の役割については、現在も精査中である。特に、重要事項というものが具体的にどのようなものなのかという点について、精査が完了していないが、その中に、「規則の制定・改廃」、「ファイル廃棄時</p>

<p>委員</p>	<p>に意見を述べる」というものも含まれる可能性がある。いずれにせよ、検討の途中である。</p> <p>元々の検討において、審査会そのものより、ファイルの廃棄をどうするかということが、当初の条例制定の背景として非常に大きな問題であったように思う。従来の方格案では「廃棄時に意見を述べる」という強い規定になっていたと思う。それを、今回案の「重要事項について意見を述べる」という表現に薄めてしまうと、もちろん規則に下ろす形で、様々な事項と併せていくのだと思うが、当初の理念、当初の制定の動機といったものまで薄まってしまわないかと非常に気になった。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員は、情報公開審査会の委員も務めていらっしゃる。情報公開条例と公文書管理条例は、表裏の関係にあるので、情報公開条例における実施機関は、公文書管理条例においても同様に適用されるべきであるという御意見を前回おっしゃっていたと思う。今回の方格案では、一部を努力義務に落とすこととなっているが、これについて、何か御意見はあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>この努力義務に落ちた点に関しては、前回もかなり議論があったが、仕方がない部分もあると思われる。というのは、前回、なぜ公社等を別に取り扱わなければならないのかという疑問に対して、事務局から、当該機関の文書管理体制の実態が、知事部局等他の機関と全く異なることが挙げられたことと、それから、実質的な意味からして、こうした機関においては、文書管理の適切性が、ある程度担保されているという説明がされたので、努力義務となることは、現実的な話として、反対はしない。可能ならば、もちろん全機関について一律としてもらいたいところではあるが、現実のところでは、私はこれはやむを得ないと思う。</p> <p>ただ、がんセンター事業管理者が実施機関となっている一方で、静岡県立病院機構が外れたのはなぜかと思った。</p>
<p>委員長</p>	<p>今の個別具体的話に関しては、事務局の方の御意見はいかがか。がんセンター事業管理者の取扱いは。</p>

事務局	今回の骨格案の検討において、地方独立行政法人と公社については努力義務の対象とし、残った知事部局、委員会は、実施機関の対象にしようとして検討しているところである。
委員長	地方独立行政法人か、そうでないかで分けたということによろしいか。
事務局	おっしゃるとおりである。
委員	<p>私が気になったのは、資料2の10番「公文書の電子的な管理」について、「作成」を削除した理由をもう一度お伺いしたい。</p> <p>考え方として、行政のデジタル化に機動的に対応するため、電子決裁のルール等、具体的な規定は規則などで定めるとあるが、電子的な「作成」もすべきだと思うが、こちらを省いた理由についてもう一度教えていただきたい。</p>
事務局	「作成」については、「管理」という言葉の中に、「管理」という大きな意味の中で、作成が含まれるのではないかという考え方により、ここは「管理」という表現でまとめた次第である。
委員長	これは、前回までの委員会において説明があった、絵や図画といった一律に電子化できない公文書もあるから、今回「作成」の表現を外したと個人的には理解していたが、そういうわけでもないということか。
事務局	そのような意図はない。
委員	「管理」の中に「作成」が含まれるということか。
事務局	おっしゃるとおりである。
委員長	電子化の関係について、ほかの御意見はいかがか。
委員	資料2の8番「公文書ファイル管理簿」について、公文書ファイル管理簿のインターネット等での公表に関する記載をなくした点について

	<p>でも、少し疑問に思う。</p>
委員長	<p>この点は、私も気になったのだが、なぜ外したのか。</p>
事務局	<p>公文書ファイル管理簿の公表については、前回までは、インターネットの利用等により公表としていたが、公表の具体的な方法について今一度検討するため、今回の骨格案では「一般の利用に供するものとする」という表現としている。</p>
委員長	<p>インターネットを否定するということではないと思うが。 これに補足して私の方からお伺いしたいのだが、資料3によれば、今現在のスケジュールだと、令和4年から全て電子決裁に移行するという理解でよろしいのか。</p>
事務局	<p>令和3年度にシステム改修を行い、より電子決裁に対応したシステムにしていく。段階を踏んで100%としていく計画である。</p>
委員長	<p>承知した。 ほかに御意見のある方はいらっしゃらないか。</p>
副委員長	<p>これまでの、ほかの委員とのやり取りを聞いていて気になったのが、いつから公文書の「作成」が「管理」の中に含まれることになったのであろうか、言葉の意味としてそもそもどうなのかという印象を受けた。</p> <p>インターネットの利用「等」における公表や、実施機関は公文書の電子的な作成及び管理に「努める」という表現なので、条例の施行によって、直ちに実行しなければいけないというわけではなく、実現するための努力をなささいという趣旨の規定を課すことで、実現を後押しするような文言となるはずである。</p> <p>先ほど、委員からも御指摘があったとおり、現状になるべく合わせるという気持ちも理解できないわけではない。ただ、ここで新たな制度を設計するという事は、次の新しい段階に行こうとする話のはずであって、その新しい段階に行くための制度設計をするということが、この条例の議論ではないかと思う。</p> <p>先ほど、委員長が資料3に基づいて確認されたとおり、静岡県庁の</p>

委員長	<p>電子化を進めるということであれば、電子化関係について御指摘のあった部分は、今回の修正案ではなく、当初の骨格案に戻すべきではないかと個人的に思った。</p> <p>また、審議会に関する御指摘は、「選別審査部会」の存在そのものの話になっていることが、改めて分かった。「選別審査部会」とは、事務局の選別担当者が、廃棄とするか「特定歴史公文書」として選別すべきか、判断に迷うものについて、委員が一緒に考えて、対応を検討するというものである。それに関連して、今回、審査会の「意見を述べる」という規定を、公文書管理条例に記載しない案を示されたことは、最終的に、選別において外部有識者の意見を聞くことを止めるつもりがあるのではないかと思ってしまう。そのようなやり方がないわけではないので、そのこと自体が駄目とは言わないが、選別に関して外部から意見を聞くことを止めるつもりがあるのかと思ってしまった。</p> <p>また、そもそも条例とは、県民の権利の得失に関わることについて、しっかりと決めなければいけないものと考えている。その観点からも、公文書の廃棄や選別に関わる規定は、条文でしっかりと定めておいた方がよいのではないかと感じたことを意見として申し上げておく。</p> <p>同じ研究者の立場として、「歴史公文書」に関する、ほかの委員の御意見は私にもよく理解できる。また、全体として新しい制度に持って行こうという気があるのかという御指摘に関して、まず、資料2の6番「整理」について、「実施機関は早い時期に保存期間満了後の措置を定める」というレコードスケジュールの規定を外しているという点が挙げられる。それから、一番気になっているものとして、資料2の14番「歴史公文書の保存等」について、前回までは、特定歴史公文書を「永久に保存する」としていたものを、「適切な保存及び利用の確保のために、必要な措置を講じ保存する」とした点が挙げられる。この変更はかなり大きな変更である。歴史的に重要な公文書を、将来の県民の知る権利を担保するために永久保存することは、公文書管理法のかなり重要な内容であったはずである。個人的な意見であるが、それをあっさり「永久」という言葉を取ってしまうのは止めてもらいたい。</p> <p>次の段階に進むための条例であるということを示すのであれば、条文の内容は、もう少し突っ込んだ方がよいのではないかという御意見であった。</p> <p>けれども、条例で記載してしまうと、それに縛られてしまう部分も</p>
-----	---

<p>事務局</p>	<p>あるので、少し理念的に宣言するというような形になるのではないかと個人的には思ったが、今の御意見に対して、事務局の方から何か補足することはあるか。</p> <p>まず、電子化の部分について、「作成及び管理」を「管理」に変えた理由については、前回の第4回委員会において、私ども事務局の方から「作成及び管理」という骨格案を提示したところ、委員から疑問が示され、「管理」という言葉の中に、「作成」の意味も含まれてくるのではないか、その点について少し検討してみてくださいないかといった御意見をいただいたからである。その後、検討した結果、「管理」という言葉に、かなり広い意味が含まれるのではないかという考えに至り、1つにまとめたものである。必ずしも「作成」の義務というものを否定する趣旨ではない。</p> <p>次に「審査会」の役割について、事務局としては、現在の選別審査部会について、委員から御意見をいただいております、非常に有り難く思っている。静岡県としては、現在のやり方は非常によいものであると考えているため、今後とも委員の皆様のお意見をいただきたいと考えている。ただ、何万冊もある文書ファイルの全てを、委員の皆様に見ていただくということは実際にはできない。ある程度、事務局内で選別して、絞ったものの中から、最後に判断に迷ったものについて、委員の皆様に見ていただいているというのが実情であり、今後も続けていきたいというのが、こちらの考えである。ただ、それを「審査会」の役割として、「廃棄のときに意見を述べる」という規定にすることができるか、何万冊というオーダーの文書ファイル全てを、委員の皆様が全てチェックしているという意味に受け止められないか、あるいは、審査会の義務として、それを行うべきであるということを明示してしまうのではないかといった疑念を持ち、そこは少し表現を控えた形で、今回の骨格案のような表現としている。</p> <p>それから、「特定歴史公文書」の「永久」保存について、厳しい御意見をいただいたところであるが、事務局もこの点について生真面目に考えたところ、公文書管理条例で「永久」保存する旨を規定した場合、「永久」保存ができるような体制が本当に整っているのかということを生真面目に考えたら、たぶんそれは違うのではないかと、安易に「永久」という表現は使用しない方がいいのではないかと、ここはその考え方で外したということである。したがって、保存期間を短く</p>
------------	---

副委員長	<p>するといった意図は全くなく、あくまで生真面目に考えたら、「永久」という言葉は、安易に使用しない方がよいのではないかという考え方である。</p> <p>こちらも、個人としての意見を述べたところであるが、先ほど申し上げた幾つかの点については、次回の委員会でも、今回同様、さらに突っ込んだ議論になると思われるので、是非、御検討いただきたい。</p> <p>また、「永久」保存に関して。「永久」保存を定めているこの点こそが、公文書管理法の画期的なところであり、これから公文書管理条例を作ろうとする静岡県が、生真面目に考えて避けるのではなく、もっと生真面目に考えて、前向きに受け止めていただきたいと思っている。</p> <p>また、先ほど「特定歴史公文書」という言葉になじみがないとおっしゃっていたが、いや、皆、最初はなじみがなかったもので、それをなじませていくという努力がこれから先、必要なのではないかと思った。</p>
委員長	<p>まだ少々時間があるので、ほかに御意見を追加されたいという方はいらっしゃるか。</p>
委員	<p>冒頭で幾つかポイントになるところは話したが、個別の条項について、もう少しコメントをして、事務局のお考えをお聞きしたい。</p> <p>資料2の5番「作成」について、今回の骨格案から、「その経緯を含めた～」という記載がなくなってしまうている。しかし、これは非常に重要なキーワードであり、プロセスをしっかりと残すという意図が、この骨格案からは読み取れなくなってしまうている。昨年度の資料と今回の資料を見せていただいて、変わった点について、変更された部分の考え方が示されているものの、適切な表現に直すといった理由だけで、内容の変更に至った理由がよく読み取れないのではないか。事務局の説明をお聞きして、委員の方々も、随分変わった、その理由は何なのかと考えたときに、すぐにすんと落ちなかったということだと思う。それは、今回の説明からは、「経緯を含めたところ」が見えにくいからなのではないかと心配になった。</p> <p>それから、資料2の9番「保存期間が満了したときの措置」について、「保存期間満了時の措置」の取扱いは、静岡県の実態に合わせた形で整理されているということであるが、これを見ると「実施機関は、保存期間が満了したファイルについては、保存期間を延長するものを</p>

	<p>除き、廃棄するものとする。」とある。「延長」という考え方は、本来、保存期間を延ばして現用を継続するというものだから、今回の骨格案だと、保存期間が満了したものは、基本的には、「廃棄」するものになってしまう。しかし、本来は、「永久」に保存すべきものがある、「特定歴史公文書」だから、それらを公文書センターに引き継ぐ・移管する、そういうものを除いて廃棄する、というように発想をもう一度見直していただけないか。</p> <p>また、「電子化」の部分について、今度の新しいシステムが令和4年から運用されるということであるが、この電子システムの中で、作成・管理される電子公文書は、廃棄や移管の仕組みが整備されているのか。移管は本当に大丈夫なのか。これらについてお聞きしたい。</p> <p>資料2の5番「作成」について、「経緯も含めた～」という表現がなくなっているところであるが、今回の修正案で「合理的な跡付けや検証が可能となるよう～」という文言に換えており、表現を換えているということである。どのようなものを公文書とするかは、また別に規則等で定めていくこととしている。</p> <p>資料2の9番「保存期間満了時の措置」について、「保存期間を延長するものを除き、廃棄するものとする」としているが、後続に「知事は～実施機関から移管を受けて」と記載しており、歴史的な資料は実施機関から知事に移管される規定となっている。</p> <p>それから、「電子的な管理」について、電子文書の廃棄や移管について、今後、システム改修の中で対応していきたいと考えている。</p>
事務局	<p>それは、「電子的な管理に努めるものとする」という規定の中で読み込むということか。</p>
委員長	<p>それは、「電子的な管理に努めるものとする」という規定の中で読み込むということか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりである。骨格案では「管理に努めるものとする」となっているが、これらについても、別にルールを定めて具体的な方法を決めていくことになる。</p>
委員長	<p>電子的な文書の保存・管理に関して、しっかり担保できているのかという御質問だったと思われるが、これについては規則で定めていくからよいということか。</p>

事務局	「管理」の中に含むということになるが、具体的な方法については、その下位規則で定めていくということになる。
委員長	委員は、今の事務局の説明について、コメント等はよろしいか。
委員	取りあえず、指摘の点は以上である。
委員長	ほかに何か御意見のある方はいらっしゃるか。
副委員長	先ほども御指摘のあった資料2の5番「作成」について、今回の骨格案では、「文書を作成しなければならない。ただし、軽微な事案については、この限りでない」とあるが、最後の一文を条例に記載するのかという問題。「軽微な事案」とは一体どのようなものなのかということ、しっかりと決めないと、県民の疑惑を招きかねないのではないかとと思われるが、いかがか。
委員長	事務局から御回答いただきたい。確か熊本県の条例にもこのような内容があったような。
事務局	公文書管理法でも同様に、「処理に係る事案が軽微にあるものを除き」という表現があり、そちらと同じような内容にしたということである。
委員長	委員、この点についてはいかがか。
委員	「ただし、軽微な事案については、この限りではない」と条例で記載すべきかどうかという問題について、確かに本当に必要でない、例えば、窓口で出された非常に簡易な書類であるとかそういったものを条例の整備担当者は想定していて、その点の整理は、おそらく要綱等が出されるものとは思っている。 ただ、委員のおっしゃることも含めて、要は、事後的に将来、もし何らかの問題が発生した場合に、これは全て軽微な事案であったため文書を残していないと、そこに押し込められてしまうのではないかという懸念を持っている、持たれそうな全体の流れになっているという御指摘であると思われる。

委員長	<p>私も、ここはどんどん拡大解釈されてしまう危険性があるのではないかと、引っかかっている。公文書管理条例でわざわざこのような規定をしてしまうのは、かえって県民に疑念を抱かせることになってしまうのではないかとと思われるので、また御検討いただきたい。</p>
委員	<p>資料2の39番「静岡県情報公開条例の実施機関の文書管理」について、私が所属している機関も、努力義務の範囲に含まれることとなるが、これまでの紛糾した議論を聞いている限りでは、制度を県で作れない以上、確かに努力義務という方法にせざるを得ないのではないかとこの印象を受ける。</p> <p>一方で、先ほど「管理」という表現の中に「作成」も含まれるという事務局の説明があったが、この「管理」とは、この努力義務において、どこまで指すのか。つまり、作成した公文書を管理していれば事足りるのか、保存もしなければいけないのか、あるいは、難しいかもしれないが、公開もできるようにしなければならないのか。そういった「管理」の努力義務の範囲について、どの程度考えているのかお聞きしたい。</p>
事務局	<p>この「管理」とは、文書の「作成」、「保存」を、全て同じように適正に管理するという意味である。</p>
委員	<p>「保存」も努力義務の対象になるということか。いわゆる歴史公文書のようなものがあれば、しっかり保存して管理をする。もちろん努力義務ではあるものの、各機関においても同じような努力してほしいという理解でよろしいか。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりである。</p>
委員	<p>承知した。</p>
委員長	<p>前回の委員会から、かなりの期間が経過してしまったため、再スタートという印象を持っていたが、委員の皆様方からは、随分と骨格案の内容が変わってしまったのではないかとこの御意見が多かったと思う。</p>

	来年度も引き続き本委員会を開催するという事なので、是非、次回までに本日いただいた様々な御意見をできるだけ反映する形で、事務局の方で御検討いただきたい。
--	---

3 報告事項

上記2の審議が終了後、事務局より、令和2年度の歴史的公文書の選別審査結果について、別添資料4に基づき報告を行った。

事務局の説明要旨は下記のとおり。

(1) 歴史的公文書の選別審査について

歴史的公文書の選別に関する検討や審査については、要綱6条2項に基づき、本委員会の選別審査部会において処理することとされている。

選別審査部会は、下記の方法にて、例年、年1回開催されている。

①年度末で現用文書としての保存期間が満了する文書について、まず、事務局にて選別を行い、歴史的公文書として保存するか、廃棄するかについてまとめた、対象リストを作成する。

②部会の委員で構成される選別審査部会を開催し、事務局で選別の判断に迷った案件等について、委員に対象文書の一部を現物確認していただき、選別に係る最終判断の検討や審査を実施する。

今年度については、事務局による選別は例年どおり実施したものの、新型コロナウイルス感染症の拡大により、委員にお集まりいただいて選別審査部会を開催することが困難な状況であったため、その取扱いを部会長及び委員長にも御相談した上で、資料4の2に記載された方法で対応することとなった。

(2) 今年度の選別審査の結果について

今回、各委員に事務局が作成したリスト案を送付して、審査していただいた結果、審査対象の文書30,463冊のうち、1,491冊を歴史的公文書として選別し、28,968冊を廃棄することとした。残り4冊については、事務局内において、廃棄に疑義があると判断されたため、審査保留の取扱いとして、次回、選別審査部会が開かれることになった際に改めて、委員に対象文書の現物確認をお願いすることとした。

4 その他

事務局より、要綱第3条第2項の規定により、今月末で任期満了となる各委員に対して、検討事項がまだ多い現状も踏まえ、来期も委員を継続していただきたい旨、及び任期更新依頼に係る書面を、来週以降に送付する旨、説明を行った。

5 閉会

事務局より、各委員の意見を踏まえて、次回以降の検討資料の取りまとめを行う旨を確認した。最後に委員長より、来年度の開催スケジュールについて問われ、具体的には決まっていないものの、パブリックコメントを実施するより前に、複数回実施したい旨を伝え、閉会となった。